

第 13 回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 28 年 1 月 16 日（土）、東京都千代田区の「ちよだプラットフォームスクウェア」において、ゆうちょ財団主催の「第 13 回 知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

金融教育支援員のなかには、これまで知的障がいのある人と直接コミュニケーションをとった経験がない人や、どのようにコミュニケーションをとったらいいのかよく分からない人もいらっしゃると思います。

今回の講座は、障がいのある人との上手なコミュニケーションの取り方について、淑徳大学短期大学部准教授の打浪文子氏に講師をお願いし、分かりやすい伝え方や文章の書き方のポイントについて、お話をいただきました。また、当事者講師として奈良崎真弓さんに、障がいのある人の立場からの感想や意見をいただきました。

障がいのある人とのコミュニケーションは、身体的・感覚的な障がいのある人の場合は、情報伝達だけでよいと考えられています。例えば、聴覚障がいのある人の場合は、手話通訳、要約筆記、字幕、筆談などでコミュニケーションをとることができます。これに対して、知的障がいのある人の場合は、思考や判断が難しいとされるので、ほぼすべての情報伝達に人を介することとなります。例えば、支援者が分かりやすく説明する、絵カードや視覚情報を用いて理解を促進することが必要となります。

折しも平成 28 年 4 月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、行政機関等の合理的配慮の提供が義務づけられますので、今後はより「分かりやすい説明をする人」や「分かりやすい文書」が求められます。

講座では、「分かりやすい文章」とは何かについて具体的に説明しました。例えば、難しい言葉は使わない、新しい情報を伝えるときには背景や前提について説明する、比喩や暗喩、擬人法は使わない、二重否定は使わない、一文は 30 字以内を目安にする、指示語は多用しない、話の展開は時系列に沿う、主語は省かない、横書きを基本とする、などです。

また、例文を基に、参加者の皆さんに分かりやすくするには、どうしたらいいのかを考えていただきました。それを当事者講師の奈良崎さんから、どのような言葉が分かりにくいのか、どうして分かりにくいのか意見を伺い、参加者の皆さんと意見交換を行いました。



次回の金融教育支援員向けセミナーは、平成 28 年 2 月 6 日（土）、京都市での開催を予定しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。